

補償保険について

ファミリー・サポート・センターでは、万が一の事故に備え、下記の保険に加入しています。

《サービス提供会員傷害保険》

協力会員さんの活動中の事故を補償します。

保険金の種類	補償額	内容
死亡保険金	500万円	傷害により、事故の日から180日以内に死亡したとき
後遺障害保険金	障害の程度により 500万円～20万円	傷害により、事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき
入院保険金 (1日あたり)	3,000円	事故の日から180日以内の入院で、180日が限度
手術保険金	3,000円×所定倍率	入院保険金が支払われる場合で、傷害のために手術を受けたとき
通院保険 (1日あたり)	2,000円	事故の日から180日以内の通院で、90日が限度

《賠償責任保険》

協力会員が、サービス提供中、子ども等に損害を与え、損害賠償が生じた場合に補償します。

事由	補償限度額
対人・対物賠償	2億円
初期対応費用	1000万円
見舞金・見舞品	10万円
現金盗難	10万円

《依頼子供傷害保険》

依頼会員の子供が、保育サービスを受けている間の事故によって傷害を被った場合に、協力会員の過失の有無にかかわらず補償します。

保険金の種類	補償額	内容
死亡保険金	300万円	傷害により、事故の日から180日以内に死亡したとき
後遺障害保険金	障害の程度により 300万円～12万円	傷害により、事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき
入院保険金 (1日あたり)	3,000円	事故の日から180日以内の入院で、180日が限度
手術保険金	3,000円×所定倍率	入院保険金が支払われる場合で、傷害のために手術を受けたとき
通院保険金 (1日あたり)	2,000円	事故の日から180日以内の通院で、90日が限度

～安心して子育てができる

池田町をめざして～

池田町社会福祉協議会では、子育て支援事業として様々な事業を行っています。

○ファミリー・サポート・センター事業

○育児支援家庭訪問事業『健康な出発事業』

研修を受けた助産師等が家庭を訪問し、『親と子の安定した愛着のきずな』を結ぶお手伝いをします。

○子育て講演会

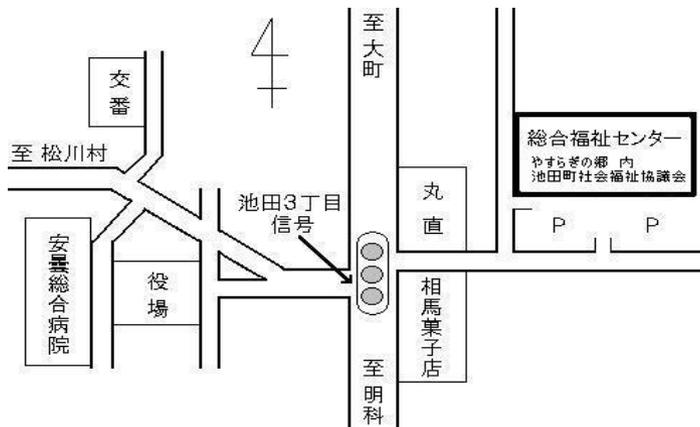
1歳未満のお子さんの保護者を対象に“愛着のきずなの大切さ”についての講演会を開催します。

(託児付き) ※2～3月頃開催

○ようこそ赤ちゃんボランティア事業

新しい赤ちゃんの誕生を地域のみなが歓迎する事業です。ボランティアによる手作りの子育てグッズや池田町の子育て情報等のプレゼントを持ってお祝いに伺います。

いけだファミリー・サポート・センター
(池田町社会福祉協議会)は、池田町総合福祉センターの中にあります。



いけだ ファミリー・サポート・センター ご案内



社会福祉法人 池田町社会福祉協議会

〒399-8601

池田町大字池田2005-1

池田町総合福祉センター「やすらぎの郷」内

受付時間 月～金 8時30分～17時30分

☎ 0261-62-9544

FAX 62-2680

E-mail : info@ikedashakyo.or.jp

ファミリー・サポート・センターは、安心して子育てができる地域づくりを目的に、子育てについて地域で支え合うことをお手伝いする機関です。

ファミリー・サポート・センター事業では

“育児の援助を受けたい人”と“育児の援助を行いたい人”とが会員となり、育児について会員同士が助け合う組織づくりを行います。

また、下記の事業を行います。

- ★会員の相談・募集・登録
- ★相互援助活動の調整
- ★講習会、交流会の開催
- ★関係機関との連携

会員とは

- ★依頼会員
池田町に在住で育児の援助を受けたい方。
(0歳～概ね12歳の児童の保護者)
- ★協力会員
育児の援助を行いたい方。
(所定の講習会修了者)
- ★両方会員
依頼会員と協力会員を兼ねることができます。

援助の内容

0歳から概ね12歳までのお子さんをお預かりします。こんな時にご利用下さい。

- ★児童センターや保育園のお迎えの時間に残業で間に合わない。
 - ★子どもががぜやはしか等の病気にかかり何日も仕事を休んでしまい、これ以上休めない。(熱がある時や病状が変化する恐れのある時はお預かりできません。感染症の場合は、感染の恐れがなくなってからお受けします。)
 - ★上の子の通院や授業参観に下の子を連れて行きにくい。
 - ★体調がすぐれない。・・・その他、ご相談下さい。
- ※宿泊は行いません。
※協力会員の都合等により、希望の日時にお預かりできない場合があります。

お子さんをお預かりする場所

- ★依頼会員の自宅
- ★協力会員の自宅
- ★公共の施設(やすらぎの郷等)
- ★その他
・・・等、依頼会員と協力会員で打ち合わせの上、お預かりする場所を決めます。

利用料金

援助活動終了後、依頼会員は協力会員へ下記の報酬を利用時間によりお支払い下さい。

利用時間	報酬額
30分未満	300円
30分以上1時間未満	600円
以降、30分増す毎に	300円

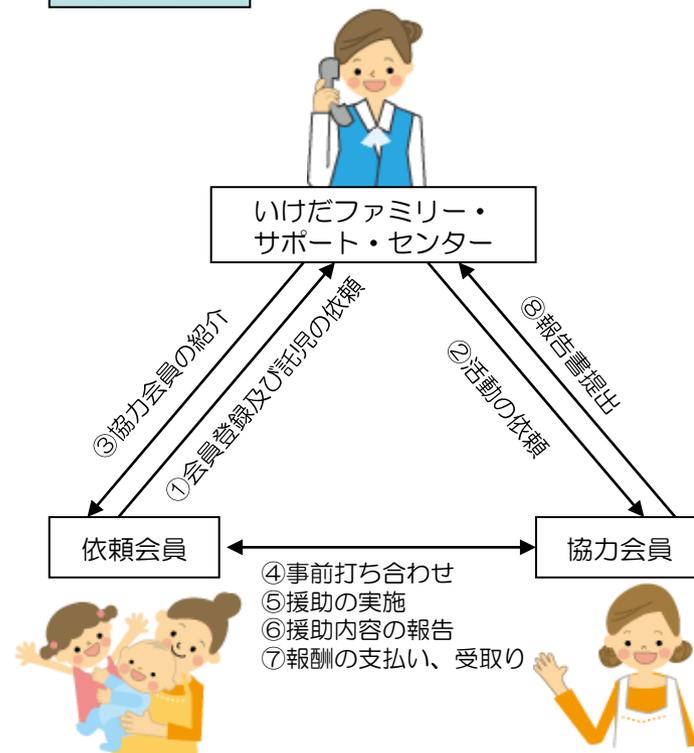
※オムツやミルク、食事等は依頼会員がご用意下さい。
※事前打ち合わせにより、協力会員が食事等を用意する場合、依頼会員は協力会員へ実費をお支払い下さい。

会員の登録について

- (入会金や会費等はありません)
- ★依頼会員
会員登録を希望される方は、所定の入会申込書にご記入の上お申し込み下さい。【入会申込書は、ファミリー・サポート・センター(池田町社会福祉協議会内)に用意してあります。】
会員登録の説明後、入会手続きをお願いしています。
 - ★協力会員
会員登録にあたり、所定の研修を受講していただく必要があります。研修会開催等のお問い合わせはファミリー・サポート・センター(池田町社会福祉協議会内)までお願いいたします。



利用の流れ



- ①利用を希望される方は、事前にファミリー・サポート・センターへ会員登録をします。登録後、援助が必要になったらファミリー・サポート・センターへご連絡下さい。
- ②ファミリー・サポート・センターでは、依頼内容等により 協力会員へ援助の依頼をします。
- ③協力会員を依頼会員へ紹介します。
- ④依頼会員と協力会員は、依頼内容や援助の実施場所、当日の過ごし方等について事前打ち合わせを行います。
- ⑤援助(託児)を事前打ち合わせに基づき実施します。
- ⑥協力会員は、依頼会員へ実施した援助の内容について報告します。
- ⑦依頼会員は、協力会員へ報酬を支払います。
- ⑧協力会員は、ファミリー・サポート・センターへひと月ごとに報告書を提出します。